

雪害対策編

雪害対策編 目次

第1章	災害予防計画	646
第1節	雪害に強い地域づくり	646
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	654
第3節	観測・予測体制の充実	660
第2章	災害応急対策計画	662
第1節	災害直前活動	662
第2節	除雪等諸対策の実施	666
第3節	避難受入活動	673

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道並びに市道等の交通、鉄道等の輸送、電力・通信の確保その他緊急時に対処するための諸対策を講じ、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ大雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期に道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 8 幼児、児童生徒等の安全確保並びに教育及び保育の確保を図る。
- 9 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 10 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 11 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 12 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

(イ) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、排雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

イ 県が実施する計画（全部局）

(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

(イ) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

(ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。

(エ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。

(オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

(カ) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

冬期に道路交通を確保するため、市、県及び関係機関は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

市、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 市、県及び関係機関が実施する計画

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図るものとする。（建設部）

(イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行うものとする。（建設部）

(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連

携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ 市が実施する計画

- (ア) 除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪用資機材の整備を支所ごとに計画するほか、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。
- (ウ) 大雪時に各関係機関からのライフラインに係る情報の収集と市民へ広報体制を整備する。
- (エ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (カ) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。(建設部)
- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき、交通の確保を図るものとする。(建設部)
- (ウ) 豪雪時に県と市が相互に連携して除雪できる体制を整備するものとする。(建設部)
- (エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図るものとする。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備するものとする。(建設部)
- (カ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。
- (キ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (ク) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備するものとする。(建設部、警察本部)

(ケ) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進するものとする。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図るものとする。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

エ 関係機関が実施する計画

(ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。（関東・中部地方整備局）

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。（関東・中部地方整備局）

(ウ) 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図るものとする。（中日本高速道路㈱）

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。

(オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ 市民が実施する計画

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業は困難を極めるものであるので、路上駐車や道路への雪の投げ捨て等除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画（鉄道事業者）

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪により公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪体制整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する計画（鉄道会社）

(ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

(イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

(ウ) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

(エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 電力の確保（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱、東京電力ホールディングス㈱）

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

ア 発電設備、変電設備については、電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

イ 送電設備については、鉄塔の耐雪強化設計または電線の難着雪化を行うものとする。

ウ 配電設備については、以下の対策を行うものとする。

- (ア) 電線の太線化
- (イ) 難着雪化電線の使用
- (ウ) 支持物の強化
- (エ) 冠雪対策装柱の採用
- (オ) 雪害対策支線ガードの採用
- (カ) 支障木の伐採

5 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 県が実施する計画

(ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導するものとする。（産業労働部）

(イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導するものとする。（産業労働部）

(ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、（一社）長野県LPG協会に要請するものとする。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請するものとする。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請するものとする。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請するものとする。（産業労働部）

6 通信の確保（東日本電信電話(株)長野支店）

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施するものとする。

(2) 実施計画

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

7 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

- (ア) 水稲、麦、果樹、野菜、花き、飼料作物及び畜産等に対する予防技術の指導並びに普及を行うものとする。（農政部）
- (イ) 雪害に対処するための水稲、麦、果樹、野菜、花き、飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導並びに普及を行うものとする。（農政部）
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導するものとする。（農政部）
- (エ) 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導するものとする。（林務部）
- (オ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行うものとする。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援するものとする。（林務部）

8 授業・保育の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育及び保育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

- (ア) 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理等を行うものとする。

(イ) 学校等の長は、緊急時、消防車・救急車などが施設内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮するものとする。

(ウ) 学校等の長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備するものとする。

イ 関係機関が実施する計画（私立幼稚園・私立保育所・私立大学）
市及び県が実施する対策に準じて、適切な対策を行うものとする。

9 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法または文化財保護条例等により、指定・登録・選定などして保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における文化財の中で、特に降雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 県が実施する計画（教育委員会）

市教育委員会を通じ所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

ウ 所有者等が実施する計画

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

10 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

県が実施する計画（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 平常時の措置

a 危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域等の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

11 雪崩対策

市、及び各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合は、必要に応じ予防措置を講ずるとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

12 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

降積雪時の適切な活動について、市民に対し周知を図る。

イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 雪害に関する警報・注意報等に対して注意を払う、住宅周辺等については、自主的除雪を心がける等の防災思想の普及徹底をテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く市民に対して防災知識の普及を図るものとする。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかけるものとする。

(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図る。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

イ 県が実施する計画

- (ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとるものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するものとする。あわせ

て、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供するものとする。

(イ) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

(ウ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）

a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行うものとする。

(エ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施するものとする。（建設部）

(オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。（企画振興部）

ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画（鉄道各社）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、市とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する対策（鉄道会社）

(ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。

(イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

(ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予

防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。

(エ) 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

(オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する対策（東日本電信電話㈱）

(ア) 電気通信設備の復旧体制

a 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

b 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

c 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 市、県、社会福祉協議会等が実施する対策

(ア) 市民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

(ウ) 市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点

検を行うこととする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずるものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

下記イの内容に準じた対策を実施する。

イ 県が実施する計画（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- (ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとるものとする。
- (イ) 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとるものとする。
- (ウ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応するものとする。
- (エ) 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努めるものとする。
- (オ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施するものとする。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとるものとする。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、指定・登録・選定などして保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県・市指定等文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 所有者が実施する計画

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸さないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 県が実施する計画（警察本部）

(ア) 警備措置

a 事前措置

- (a) 事前情報の収集と情勢判断
- (b) 警備体制の確立
- (c) 装備資器材等の確保
- (d) 関係機関との連絡協調
- (e) 広報活動の実施

b 雪害発生時の措置

- (a) 雪害情報の収集・被害の調査等
 - ・ 事前情報
 - ・ 雪害発生時の情報
 - ・ 関係機関に対する連絡
- (b) 避難措置等
 - ・ 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - ・ 市長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - ・ 避難誘導
 - ・ 避難後の措置
- (c) 被災者の救出（救助）活動
 - ・ 人命救助活動
 - ・ 関係機関の行う救護活動に対する協力

(イ) 交通の確保（規制）措置

- a 道路交通の実態把握
- b 関係機関との連絡協調
- c 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- d 交通整理・取締員の配置
- e 交通情報の収集・提供
- f 交通安全施設等の視認性の向上
- g 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は急峻な地形が多く、雪崩等の災害が発生する可能性があるため、適切な応急対策を

実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

下記イで県が実施する計画に協力する。

イ 県が実施する計画

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施するものとする。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

ウ 中部森林管理局が実施する対策

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力するものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 市民への情報伝達体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 松本測候所、塩尻市宗賀支所の降雪データを収集する。
- (イ) 市役所、各支所において、降雪量を測定し、地区毎の量を把握する。

イ 県が実施する計画

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理するものとする。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部)
- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図るものとする。(建設部)
- (エ) 広域的な道路管理上必要な観測点で、観測を実施するものとする。(建設部)
- (オ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

ウ 関係機関が実施する計画

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。(長野地方気象台)

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 市ホームページ、防災行政無線等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する。また、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、エルシーブイ(株)及びエフエムまつもと(株)、しおじりコミュニティ放送(株)との協定に基づき、情報提供を迅速に行う。
- (イ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対する各種情報提供手段の多様化、相互化を図る。

イ 県が実施する計画

- (ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化
- (イ) 災害対策本部室の設置に伴う新しい通信技術を利用した情報システムの整備
- (ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供
- (エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について他の災害と共通する部分は除き、雪に関する警報等の伝達及び除雪活動等必要な事項について定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象注意報・警報等の市民及び関係機関への円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

1 気象警報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象注意報・警報等について、市民及び関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

(2) 実施計画

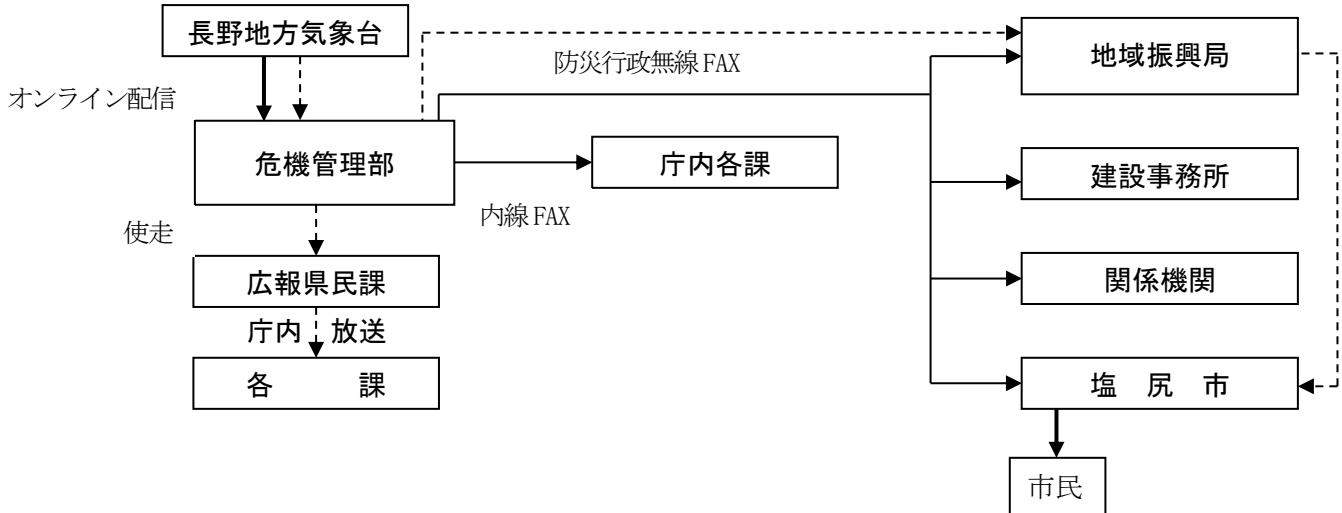
ア 市が実施する対策

雪に関する気象注意報及び警報等を正確に把握するとともに、関係機関に円滑に伝達できる体制をとる。

イ 県が実施する対策

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行うものとする。



- (注) 1 長野地方気象台から県への伝達は防災情報提供装置による。
 2 ----- は、県から各機関への伝達（県防災行政無線による）。
 ※特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う。
 3 勤務時間外は庁内放送を行わない。

ウ 関係機関が実施する対策（長野地方気象台）

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

【警報】

種類	発表基準		
暴風雪	平均風速が 17m/s 以上 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	
		長野地域	25cm 以上 [山沿い 30cm 以上]
		大北地域	25cm 以上 [山沿い 30cm 以上]
	中部	上田地域	20cm 以上 [菅平 25cm 以上]
		佐久地域	20cm 以上
		松本地域	20cm 以上 [聖高原 25cm 以上]
		乗鞍上高地地域	30cm 以上
		諏訪地域	20cm 以上
	南部	上伊那地域	20cm 以上
		木曾地域	20cm 以上
		下伊那地域	20cm 以上

【注意報】

種類	発表基準		
風雪	平均風速が 13m/s 以上 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
		北部	中野飯山地域 25cm 以上
			長野地域 15cm 以上 [山沿い 20cm 以上]
			大北地域 15cm 以上 [山沿い 20cm 以上]
	中部	上田地域 10cm 以上 [菅平 15cm 以上]	
		佐久地域 10cm 以上	
		松本地域 10cm 以上 [聖高原 15cm 以上]	
		乗鞍上高地地域 20cm 以上	
		諏訪地域 10cm 以上	
	南部	上伊那地域 10cm 以上	
木曾地域 10cm 以上			
下伊那地域 10cm 以上			
雪崩	表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって降雪の深さが 20cm 以上で、風速 10m/s 以上、または、積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さが 30cm 以上。 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15 mm以上。		
着氷・	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上。		

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 3 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

2 市民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

(ア) 市民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (ウ) 市民への避難指示等の伝達に当たっては市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

イ 県が実施する対策

市からヘリコプターの出動について要請があった場合は、県地域防災計画風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣するものとする。

第2節 除雪等諸対策の実施

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 正確かつ迅速な情報を収集し、適時適切な方法による広報
- 3 鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 4 通信等インフラの確保
- 5 要配慮者支援、ごみ、し尿、地域振興バス等市民生活確保
- 6 幼児、児童生徒等の教育及び保育の確保
- 7 文化財に、積雪による破損等のおそれのある場合の応急活動の実施
- 8 警備体制の確立による応急活動の実施
- 9 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

積雪量等適切に判断して、除雪活動を実施し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

イ 体制区分

大雪対策に対処するため、状況に応じ次表の組織体制をとる。ただし、24時間降雪量、

雪質、災害の状況その他の事情により判断し、必要な場合は適正な組織体制をとる。

体制区分	状況	組織体制
平常体制	11月から翌年の3月まで	建設事業部または関係事業部
第1次除雪体制	降雪量 10～50 cm	建設事業部または大雪対策本部
第2次除雪体制	降雪量 51～100 cm	建設事業部または大雪対策本部
第3次除雪体制	降雪量 101 cm以上	大雪対策本部または災害対策本部

(注) 1 「降雪量」は、連続的な降雪のほか、概ね数日間のうちに断続的に降雪があった場合の累計を含む。

2 本部を設置した場合の人員については、震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」に準じるものとし、警戒体制、非常体制または緊急(全体)体制をとる。

3 配備指令の伝達方法は、風水害対策編に定めるところによる。

(イ) 大雪対策本部の設置

a 設置基準

市長は、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、副市長を本部長として大雪対策本部を設置する。

b 組織

大雪対策本部の組織及び事務分掌は、本節末別表「塩尻市大雪対策本部組織図」及び「塩尻市大雪対策本部事務分掌」に定めるところによる。

各部班の活動要領(大雪対策マニュアルによる)

c 大雪対策本部の運営

(a) 大雪対策本部室は、原則として保健福祉センター市民交流室または市庁議室に設置する。

(b) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報について本部連絡員を通じ本部事務局(危機管理課)に報告する。

(c) 本部事務局長(危機管理課長)は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

(d) 総務部長は、大雪による被害の状況、市の対策及び市民への要請事項等を報道機関の協力を得て周知するものとする。

(e) 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

(f) 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。

(g) 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。

(h) 地区支部班(支所)は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ各班長(支所長)が定めた要領に従い活動する。

d 本部員会議

- (a) 本部員会議は、原則として保健福祉センター市民交流室または市庁議室で開催する。
- (b) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (c) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局に申し出る。

e 大雪対策本部の廃止

本部長は、大雪に係る応急対策が概ね完了した場合で通常の体制で対処できると判断したときまたは災害対策本部が設置された場合は、本部を解散する。

f 災害対策本部の設置等

市長は、前記bの大雪対策本部を設置すべき状況であって、必要があると認めるときまたは大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置するものとし、組織、事務分掌その他の事項は、震災対策編に定めるところによる。

イ 県が実施する対策

- (ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとるものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供するものとする。

(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保

「豪雪災害時における道路交通確保のため緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行うものとする。(建設部)

- (ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施する。(建設部)

- (エ) 有料道路にとっては、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図るものとする。(道路会社)

- (オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。(企画振興部)

ウ 関係機関が実施する対策（関東・中部地方整備局）

道路交通確保のため、国道事務所長が積雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 広報

- (1) 降雪量、道路、交通、集落や被害等の状況を把握するとともに、国、県や道路管理者、防災関係機関等からの正確な一元化した情報収集を図る。

正しい情報に基づき、適時適切な情報を市民や関係機関へ伝達する。

(2) 情報は既存の、防災行政無線、広報車、CATV、緊急メールシステム、電話、市ホームページ等あらゆる方法で伝達する。

(3) 全市民一斉に広報するために複数のルートによる広報手段の構築を図る。

3 鉄道運行確保計画（鉄道事業者）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、市民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、市と事前打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たるものとする。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

ウ 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり、安全運行の確保を図るものとする。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うものとするが、非常時においては、市・市民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊においては自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

4 通信の確保（東日本電信電話(株)長野支店）

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

イ 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。また、通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

ウ 災害のために通信が途絶し、または通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位

により応急復旧措置を実施するものとする。

5 要配慮者支援と市民生活確保（福祉対策）

(1) 基本方針

高齢者世帯等の雪降ろし等の実施が困難な世帯の安全確保を図るため、雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き、広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

(ア) 一人暮らし高齢者等の要配慮者世帯の安否確認を実施するとともに、雪降ろし等の実施が困難な世帯の安全を確保するため、市及び民生委員、地元消防団等と協力し、人命、安全、生活確保を図る。

(イ) ごみ・し尿の収集、地域振興バス運行等市民生活を確保する。

6 授業の確保

(1) 基本方針

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、保育所及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、大雪時における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

学校長は、天候の急変に際して、市教育委員会若しくは県教育委員会と密接な連絡の上、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、保育時間の変更等適切な変更措置をとる。

イ 県が実施する対策（教育委員会）

(ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとるものとする。

(イ) 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとるものとする。

(ウ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠融地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応するものとする。

(エ) 学校長は、児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれのあるときは気象情報等伝達するなど事故防止に努めるものとする。

(オ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施するものとする。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとるものとする。

7 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法または文化財保護条例等により、指定・登録・選定などして保護することになっている。これらは重要な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、大雪等による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 所有者が実施する対策

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

8 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡のもとに諸対策を推進し、雪害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一として活動に努めるものとする。

(2) 県が実施する対策（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 被災者の救出（救護）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・死体の見分

- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 罹災者の収容状況
- イ 交通の確保（規制）措置
 - (ア) 道路交通の実態把握
 - (イ) 関係機関との連絡協調
 - (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - (エ) 交通整理・取締員の配置
 - (オ) 交通情報の収集・提供
 - (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
 - (キ) 交通規制等の広報

9 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

- (ア) 雪崩災害の発生防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所
の点検を実施するものとする。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な
応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について
現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

イ 中部森林管理局が実施する対策

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市等から要請があった場合、協力す
るものとする。

第3節 避難受入活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要がある。このため、避難受入等の活動を実施する。

第2 主な活動

避難受入等の活動に当たっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

1 市が実施する対策

- (1) 避難誘導に当たっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報提供をする。
- (2) 指定避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

2 県が実施する対策

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。